

参考資料

中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書に基づく
平成２７年度取組状況（平成２８年２月９日版）

こども本部

取組状況作成の主旨

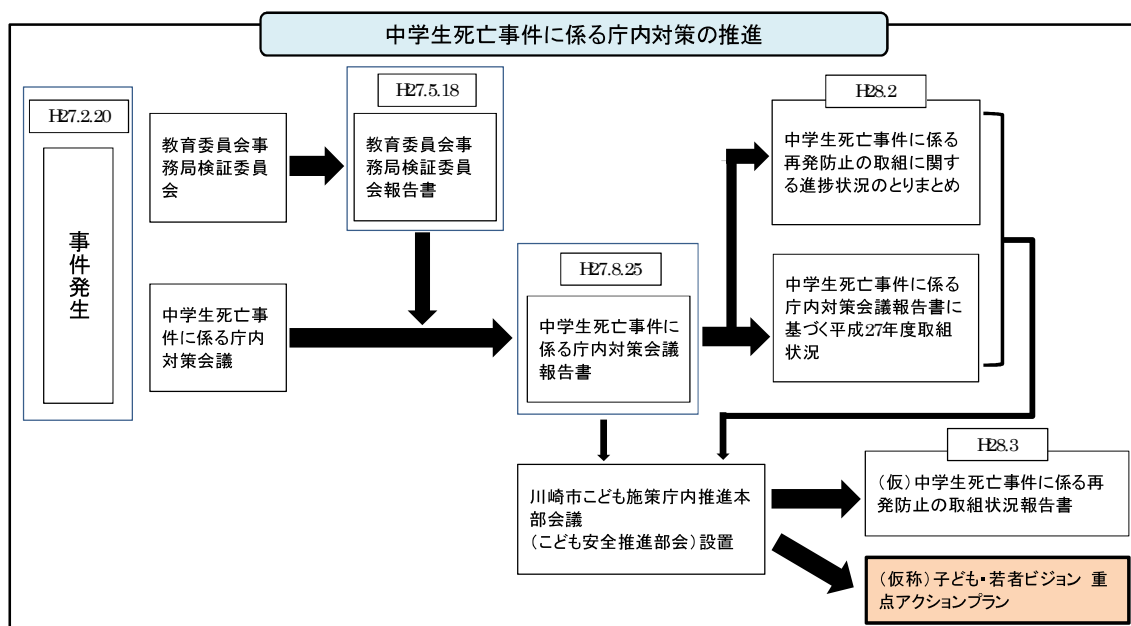
平成27年2月に川崎市川崎区が多摩川河川敷で発生した中学生死亡事件については、教育委員会事務局において「中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会」を設置し、平成27年5月に報告書を公表しました。さらに、全庁的には、外部有識者の意見も踏まえ、「中学生死亡事件に係る庁内対策会議」において検証を行い、8月に「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」（以下「庁内報告書」という。）を公表しました。

その後、本市では、庁内報告書を基に各担当部署が再発防止に向けさまざまな取組を行ってまいりました。

教育委員会においては、市立学校全体に対し、児童生徒の学校内外での状況を把握し、それらに対する対応体制の構築や指導体制の強化など学校体制の再点検を行ってきました。

また、全庁的な連絡調整を担うことも本部では、副市長をトップとして、庁内関係局区により構成する「川崎市子ども施策庁内推進本部会議」に「子ども安全推進部会」を設置し、再発防止に向け全庁的な取組を総合的に推進してきました。

この度、庁内報告書に基づく再発防止策等の取組状況について、現時点での取りまとめを行いました。今後、最終的な取組状況については、教育委員会による「中学生死亡事件に係る再発防止の取組に関する進捗状況のとりまとめ」を含めて平成28年3月に取りまとめを行ってまいります。



取組状況一覧

1	緊急対策として実施したもの	1
(1)	相談対応の充実	
(2)	市独自の長期欠席者に関する調査の結果に基づいた学校支援策	
(3)	各学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実	
(4)	市・区の公用車（青色回転灯装備車など）による地域パトロールの強化	
(5)	川崎市安全・安心まちづくり協議会幹事会の臨時開催	
(6)	こども文化センター等における対応状況の把握と注意喚起	
(7)	再発防止に向けた教育委員会事務局組織体制の強化	
2	平成27年度に取組を進めたもの	2
(1)	(2) 教育委員会及び学校の取組	2
ア	学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実	
イ	長期欠席傾向がある全ての児童生徒への対応を含め包括的な不登校対策	
ウ	情報モラル教育の推進	
エ	生命尊重・人権尊重教育の充実	
オ	家庭・地域の教育力を高めるための取組	
カ	子供の相談窓口の周知・啓発	
キ	関係機関、関係局区との連携推進	
(3)	保健・福祉領域の取組	5
ア	保健・福祉と各機関の連携強化	
イ	要対協の役割・機能の充実・強化	
(ア)	被害・加害を発生させないための取組	
(イ)	要対協の周知・参加意識の推進	
(ウ)	保健分野と福祉分野における連携の充実	
(エ)	教育部門との連携の充実	
(オ)	支援に関する一定の判断をする際のスーパーバイザーの活用検討	
(4)	児童相談所の取組	7
ア	児童相談所による専門的な支援の充実	
(ア)	児童相談所が情報を得る仕組みの充実	
(イ)	非行相談等の充実	
イ	法務少年支援センターと連携した支援策の強化	
(5)	青少年健全育成事業における取組	8
ア	(仮称) 川崎市子ども・若者プラン	
イ	こども 110 番事業の推進	

(6) 子どもの相談機関における取組	9
ア 相談窓口の効果的な周知と機能の強化	
イ 相談機関の連携の強化	
(7) 地域の安全・安心まちづくり	9
ア 地域における各種団体等との連携強化、情報共有の仕組みの検討	
イ 効果的な防犯灯設置の推進	
ウ 防犯カメラ等の設置推進の検討	
(8) 子どもの居場所のあり方の検討	11
ア こども文化センター等	
イ その他	
(9) 警察との連携の推進	11
(10) 子どもの安全・安心に関わる現場レベルでの関係機関等の連携強化	12
3 子どもの安全・安心に関わる部局横断的な連絡調整機能の設置	12

1 緊急対策として実施したもの

(1)相談対応の充実

SOSを受け止めるための窓口を充実させるために、教育委員会事務局にダイヤル SOS を開設した。また、リーフレット等により相談先の周知と利用推奨を図った。(教育委員会)

(2)市独自の長期欠席者に関する調査の結果に基づいた学校支援策

各学校の児童生徒の欠席状況と不登校児童生徒の個々の状況について調査し、その結果を区・教育担当と共有することで、学校の実態に応じた支援を実施できるようにした。(教育委員会)

(3)各学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実

全市的な中学校の生徒指導体制の見直しとともに、市内すべての学校の体制強化を図るために、校内体制について各学校が点検を行った。
(教育委員会)

(4)市・区の公用車(青色回転灯装備車など)による地域パトロールの強化

緊急対応として、平日は毎日、事件現場や隣接する公園周辺及び管内の小中学校の下校時の防犯パトロールを実施することとした。
(市民・こども局)

(5)川崎区安全・安心まちづくり協議会幹事会の臨時開催

臨時幹事会を開催し、関係団体への本市の取組状況を情報提供し、情報の共有化を図るとともに、団体間の連携について協力依頼を行った。
(川崎区)

(6)こども文化センター等における対応状況の把握と注意喚起

中高生の利用における対応状況等の把握を行い、対応にあたっては職員間の情報共有を徹底し、適切な見守りと関係機関と連絡を密にするよう管理者に注意喚起した。(こども本部)

(7)再発防止に向けた教育委員会事務局組織体制の強化

再発防止策を各学校に周知し、区の実態に応じた児童生徒の安全・安心な環境づくりを進めるため、学校支援総合調整担当理事を配置し、指導課組織体制の強化を図るとともに、区の実態に応じて支援体制を強化した。
(教育委員会)

2 平成27年度に取組を進めたもの

(1)(2)教育委員会及び学校を取組

- ※ 庁内報告書に示された項目順に記載することを基本としたが、「(1)教育委員会の取組」及び「(2)学校に求める取組」については、一体的に取組を進めていることから、「教育委員会及び学校を取組」として再構成した。
- ※ 「教育委員会及び学校を取組」の他、関係部局において取組を進めた内容についても記載した。

ア 学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実

生徒の抱える課題の早期解消に向けた適切な対応の充実を図るために、従来型の生徒指導体制を見直し、学校がすべての児童生徒にとって心の居場所となるよう、一人一人の児童生徒の内面に寄り添った対応ができるように児童生徒指導体制の充実を図っていく。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・児童生徒指導連絡協議会等において各学校の児童生徒指導担当者に対して、一人ひとりの子どもに寄り添った指導のあり方及び、学校内外の協力に基づくチームによる児童生徒への支援の進め方等について研修や協議を重ねている。また、毎年 2 月を『学校体制振り返り月間』として新たに位置づけ、次年度の校内体制の再整備につなげ、区・教育担当が各校の実情に応じた指導・助言を行う。

イ 長期欠席傾向がある全ての児童生徒への対応を含めた包括的な不登校対策

長期欠席傾向があるすべての児童生徒を支援の対象とし、各学校と連携を図りながら状況を的確に把握し、登校支援を要する児童生徒に対して包括的な不登校児童生徒対策に取り組む。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・長期欠席傾向のある児童生徒については継続的に学校と区・教育担当の間で状況の共有に努め、スクールソーシャルワーカーの活用を含め、必要に応じて支援策の協議を行っている。また、10 月に教師用登校支援指導資料を発行し、校内研修等の充実に努めている。

ウ 情報モラル教育の推進

インターネットに係わるトラブルの未然防止、適切な対処に向けて、情報モラル教育の啓発と職員研修の充実を図る。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・管理職を含めた教職員に情報モラル教育に関する研修を実施。リーフレット「保護者・大人のためのインターネット講座 2015 年度版」を相談カードとともに小学校 4 年生以上の保護者に配布。
- ・情報モラル教育への取り組みに係る実態調査を実施。外部専門家と連携した取組も進めている。

エ 生命尊重・人権尊重教育の充実

各教科等の学習において生命尊重・人権尊重教育のねらいとの関連を図り、学校の教育活動全体を通して意図的・計画的に生命尊重・人権尊重教育に取り組んでいく。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・子どもの権利学習派遣事業の実施。
小学校 2～4 年生を対象に行ってきた C A P プログラムを、今年度は中学生用のプログラムを利用して、中学校 1 校においてモデル的に実施した。

※市民・こども局の取組

【平成 27 年度の実施内容】

- ・保育園職員研修等への講師派遣（12 件）、子どもの権利の日のつどいの実施等を通して、市民や職員の子どもの権利についての関心と理解を深めた。

オ 家庭・地域の教育力を高めるための取組

地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図る仕組みづくりを進めていくとともに、家庭教育支援事業の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図る。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・地域教育会議において事件防止に向けた話し合いや情報交換を実施し、8 月に「地域の思い」をとりまとめ、2 月に全市交流会を開催した。
- ・放課後の学習支援と土曜日等の体験活動を通して、地域の大人が子ども達と関わり、様々な学びや体験の場を提供する寺子屋を平成 26 年度の 8 か所から 17 か所（28 年 2 月末時点）に拡充した。
- ・市民館等での家庭教育学級や P T A 活動の支援を通して、家庭教育の支援を行った。また、企業との連携による家庭教育支援について、来年度からの実施に向けた検討を行った。

カ 子どもの相談窓口の周知・啓発

市立学校の児童生徒に対して、相談窓口の認知度及び活用度の実態調査アンケートを実施し、結果の分析を踏まえ、より実効性のある取組となるよう児童生徒への啓発を推進している。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・QR コードを掲載した周知カードを市立学校全児童生徒に配布したことにより、相談件数は飛躍的に増加している。

※市民・こども局の取組

【平成 27 年度の実施内容】

- ・5 月に「かわさきしこどもページ」の子どもの相談機関情報を整理・更新した。子どもの相談機関広報用のポスター・チラシを 12 月に作成し、ポスターは市広報掲示板や関係施設等に掲示し、チラシは各種イベントで配布した。
- ・QR コードを掲載することで、携帯等からのアクセスに配慮した。

※こども本部の取組

【平成 27 年度の実施内容】

- ・様々な課題を抱えている子ども・若者及びその家族がどこに相談に行けばよいのかが分かるよう主な相談ごとに市内の相談機関をまとめた「かわさきサポートブック」（平成 27 年度版川崎市子ども・若者支援機関のご案内）を 11 月に作成し、関係機関の窓口等を通じて市民に配布している。今年度から新たに、地域療育センターによる相談（南部・中央・川崎西部・北部）及びチャイルドライン（18 歳までの子ども専用相談電話）を掲載した。

キ 関係機関、関係局区との連携推進

児童生徒の安全な生活と健全な成長を目的に教育委員会と県警察との相互連携に係る協定を締結した。協定の適正な運用を図るため、学校への十分な周知を進めている。また、各区・教育担当と要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）との連携強化を進めている。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・27 年 10 月、教育委員と県警察との相互連携に係る協定を締結し、11 月より運用されている。
- ・年 3 回の要保護児童対策地域協議会連携調整部会に区・教育担当がすべて出席することとし、その他の関係会議にも可能な限り出席している。また、区役所保健福祉部署等と情報共有を図り連携しながら、必要に応じてケース会議において具体的な支援につなげている。

※こども本部の取組

【平成 27 年度の実施内容】

- ・「子ども・若者育成支援連絡会議」事務局会議（庁内関係各課の連絡会議）を 10 月に開催し、「子ども・若者ビジョン」の策定に向けた意見交換及び「川崎市子ども・若者支援機関マップ」の作成について意見交換を行うとともに、関係各課の取組について情報交換を行った。

※市民・こども局の取組

【平成 27 年度の実施内容】

- ・子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議を 11 月 25 日に開催し、民間を含む 19 の相談機関が出席した。相互理解を深め、情報交換を行うことで、連携を強化した。

(3) 保健・福祉領域の取組

ア 保健・福祉と各機関の連携強化

福祉と教育の連携会議を実施するなど、担当者間での情報の共有による連携の強化に努め、要対協実務者会議・個別支援会議を活用して、具体的な相談・指導における役割分担の明確化と協働を推進し、子どもを守る組織体制の強化に努める。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・要対協について、市代表者会議について各管区代表者部会代表者等が参加して、各区取組の情報共有を図る。また、各区役所実務者会議について、連携調整部会に、区学校・地域連携担当が加わり、学齢児の協議を行うなどの取組を定例化する。また、母子健康手帳交付時に要支援家庭の早期把握を目的とした面接を実施した。妊娠期・周産期支援連携強化対策として区役所保健福祉センターと産科医療機関等との連絡会を実施した。

（こども本部）

- ・各区・教育担当が学校地域連携担当として、要対協をはじめとした区役所の保健福祉担当部署や機関と連携を強化し、情報共有に努めるとともに学校における児童生徒への具体的な支援の充実を図っている。

（教育委員会）

イ 要対協の役割・機能の充実・強化

(ア) 被害・加害を発生させないための取組

ぐ犯傾向に陥る児童等への適切な支援に向けて、関係機関の専門性が有機的に発揮できるよう、研修や個別支援会議等を実施するとともに、非行

等への相談についてもより高い専門性が発揮できるよう取り組む。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・各区役所における要対協実務者会議では次の研修会等を実施した。

「こどもの人権とこどもとの関わり方について」

「子ども虐待の現状と必要な支援」

「虐待を受けてきたこどもたちへの関わり方について」

「施設入所から家庭復帰に至るまで」

「精神疾患を持つ保護者への対応」

また、子どもの虹情報研修センターや精神科医をスーパーバイザーとした事例検討会並びに非行に関して警察署と連携した取組を行った。

(こども本部・各区役所)

(イ)要対協の周知・参加意識の推進

要対協の役割と連携の実践例等について、学校や地域の関係機関等、保育所・幼稚園、学校、民生委員児童委員・主任児童委員等にし、理解の促進とネットワーク意識の醸成を図り、要支援児童や家庭への支援の充実に努める。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・要対協の理解促進のため、幼稚園・保育所・小学校等連携会議、認可・認可外園長会、こども文化センター館長会議、療育センター連絡会、医療機関等と保健福祉機関の連携連絡会議、各区民生委員児童委員や主任児童委員連絡会などを通じて「川崎市児童虐待防止ハンドブック」を配布するとともに説明を行った。(こども本部・各区役所)

(ウ)保健分野と福祉分野における連携の充実

各区役所等において、母子保健分野と福祉分野の連携強化、また、生活保護、障害児養育家庭等、福祉分野ごとの情報共有により、適切な支援に向けて取り組む。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・区役所における生活保護担当、障害他等、児童家庭担当等が情報の共有を図り、福祉分野においても連携して支援に取り組んだ。
(こども本部・各区役所)

(エ)教育部門との連携の充実

児童・生徒の抱える課題について要対協実務者会議の充実や個別支援会

議を活用し、具体的な相談・指導における役割分担の明確化と協働を図る
また、構成メンバー等、連携調整部会の運営についても見直す。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・各区役所における要対協実務者会議・連携調整部会にこども支援室学校・地域連携担当が年 3 回の全ケース進行管理に加え、毎月の調整連絡部会や個別支援会議に参加するなどして情報共有と役割分担の明確化を図り、連携の強化に取り組んだ。（こども本部・各区役所）

（オ）支援に関する一定の判断をする際のスーパーバイザーの活用検討

各区役所の対応において外部からスーパーバイザーを活用するなどして、リスク判断や情報の分析等による強化を図り、支援に関する一定の適切な判断を行うための対応策について検討する。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・アセスメントの充実等のため、個別支援会議等への児童相談所職員の参加を拡大する。
- ・区要対協のアセスメント・支援方針検討・機関連携等の充実を図るため、児童相談所のスーパーバイザーが個別支援会議に参加する。
（こども本部）

（４）児童相談所の取組

ア 児童相談所による専門的な支援の充実

（ア）児童相談所が情報を得る仕組みの充実

「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や児童相談所全国共通ダイヤル（１８９）を広く市民に周知を図り、必要な時に児童相談所が適切に相談に応じられるよう取組を推進する。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・必要な情報を児童相談所が円滑に入手し、適切に関与できるよう、非行ケースの情報収集・情報共有の充実策を検討した。（こども本部）

（イ）非行相談等の充実

子どもの最善の利益の確保や保護者の意向の確保等に高度のソーシャルワーク技術が求められる、非行等に関する相談・通告への対応に向けて、各警察署をはじめとする関係専門機関との連携強化に努める。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・児童相談所・区役所・児童家庭支援センター・その他の専門機関等を含め、非行事例支援の新たな進め方や児童相談所における非行事例のアセスメント充実や通所支援担当の役割 見直しの強化等について方向付けた。
(こども本部)

イ 法務少年支援センターと連携した支援策の強化

法務少年支援センター（法務省所管）による地域支援機能を活用し、学校や児童相談所が主催する指導検討会やケース会議等に出席を依頼し助言を求めるなど、具体的な連携方策について協議を行い、専門的な支援の充実に繋げる。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・法務少年支援センターの専門機能を有効に活用した研修会の開催やケース会議の実施方法等について調整を行った。(こども本部)

(5) 青少年健全育成事業における取組

ア (仮称)川崎市子ども・若者プラン

子ども・若者に関わる新たな課題が発生している中、総合的に子ども・若者施策を推進するため、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨に基づき、(仮称)川崎市子ども・若者プランを平成 27 年度内に策定する。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・本市がめざす子ども・若者育成支援の基本理念及び基本的な方向性を示す概ね 6 年程度の期間を見据えた「ビジョン」と、平成 28 年度・29 年度の 2 年間を対象期間とする個別の施策や取組を行動計画として示した「アクションプラン」で構成した「川崎市子ども・若者ビジョン」(案)を策定した。 ※2/11～3/11 パブリックコメント実施 (こども本部)

イ こども 110 番事業の推進

各小学校等の PTA が町内会をはじめとする関係団体・機関等との連携により進めている事業について協力施設の継続と新規協力施設の拡充に取り組むとともに、子どもたちへのより一層の周知徹底を図る。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・総設置数は、平成 28 年 1 月 27 日現在で 9, 748 か所(年度当初比較+7)となっている。「こども 110 番」の子ども及び保護者向けの啓発チラシ 4 万枚を作成し、3 月末に、市内の小学校(私立小学校 4 校を含む)

の新入学児童に加え、今年度から新たに3年生まで対象を拡大して配布した。また、5月に区ごとに実施主体間の情報交換会を実施し、それぞれの取組において工夫している点などについて情報を共有するとともに、警察署員を招き、地域の犯罪傾向に関する講話を行った。

- ・ステッカーやプレート、手引きについては、各実施主体からの申請により、ステッカー4,534枚、手引き2,175枚、プレート475枚を交付した。(こども本部)

(6)子どもの相談機関における取組

ア 相談窓口の効果的な周知と機能の強化

子どもの相談機関窓口について、市民向けの広報について内容や手法等を工夫するとともに、機能の強化に取り組む。

【平成27年度の実施内容】

- ・子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議を11月25日に開催し、民間を含む19の相談機関が出席した。相互理解を深め、情報交換を行うことで、連携を強化した。(市民・子ども局)

イ 相談機関の連携の強化

実務的な研修などで相談員のスキルアップを図るとともに、「子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議」の一部会として「相談ネットワーク」を立ち上げより効果的な連携と情報共有のあり方について協議する。

【平成27年度の実施内容】

- ・子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議を11月25日に開催し、民間を含む19の相談機関が出席し情報交換を行うことで、連携を強化した。(市民・こども局)

(7)地域の安全・安心まちづくり

ア 地域における各種団体等との連携強化、情報共有の仕組みの検討

各種団体の取組について、実効性のある連携を深め、情報共有の場が効果的なものとなり、気軽に意見を言い合えるような、懇談の場となるように会議内容を工夫する。

【平成27年度の実施内容】

- ・市及び各区役所において安全・安心まちづくり協議会を開催し、連携と情報の共有に努めた。(市民・こども局)

- ・青少年の健全な育成環境推進協議会では会合を3回（6月、10月、2月）開催し、本事案において共有すべき課題や、本市の地域包括ケアシステム推進等について説明し、意見をいただいた。
- ・青少年指導員連絡協議会では、各区単位で巡回パトロール（概ね月2回）を実施するとともに、12月に「子どもと地域の安全をどう守るか」をテーマに、ホットスポットパトロールの有用性等について研修を行った。
（こども本部）

- ・各区において、年2～3回、子育てネットワーク会議を地各関係機関、支援者と連携して、情報共有を図りながら、協働で様々な事業を推進するとともに、研修会の実施や印刷物の配付による啓発に取り組んだ。
（区役所）

イ 効果的な防犯灯設置の推進

「ESCO事業方式」の導入により市内全域の防犯灯をLED化し、防犯効果を高め、地域の要望を基に効果的な配置を進める。

【平成27年度の実施内容】

- ・全町内会・自治会等に対する説明会実施や移行希望調査、ESCO事業者選定準備等、スケジュールどおり進捗した。（市民・こども局）

ウ 防犯カメラ等の設置推進の検討

地域の意見を聞きながら、町内会・自治会等が設置する防犯カメラについての支援のあり方等を検討するとともに、公園施設管理用のカメラについては設置基準を策定し、設置を検討する。

【平成27年度の実施内容】

- ・県の動向や関係部署との調整を踏まえ、次年度からの事業化、予算化の方向性を打ち出した。（市民・こども局）
- ・商店街が行う防犯カメラの整備事業に対して補助金を交付。27年度は6商店街に交付予定とした。（1月時点で3商店街に交付済み）
（経済労働局）
- ・公園内における施設管理用カメラの設置・管理基準を策定した。
（建設緑政局）

(8)子どもの居場所のあり方の検討

子どもの居場所は子どもが利用しやすい施設等、ハード面だけではなく、そこにいる大人が子どもと正面から向き合って話を聞いてくれる等、ソフト面での充実が重要である。今後さまざまな居場所の充実を検討していく。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議を 10 月 13 日に開催。子どもの居場所施策の担当職員が出席し、情報交換と課題の共有を行った。また、条例パンフレットの配布や映像資料の研修会・イベント会場等での活用により、子どもの居場所の大切さについて広報した。
(市民・こども局)

- ・放課後の学習支援と土曜日等の体験活動を通して、地域の大人が子ども達と関わり、様々な学びや体験の場を提供した。(教育委員会)

ア こども文化センター等

社会状況の変化に伴う機能強化や地域の活動拠点となるためのあり方を検討するとともに、様々な子どもの居場所となるため、日々の業務に活かせる職員の研修を行う。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・こども文化センター、わくわくプラザ職員向け研修を児童虐待と中高生の心理などをテーマに計 14 回実施した。(こども本部)

イ その他

「地域の寺子屋」をはじめ地域教育会議による「子ども会議」や子ども会等の青少年育成団体の他、PIA・町内会等の地域団体等、世代間交流の促進やさまざまな居場所の提供、子ども理解のための啓発への取組を進める。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・地方青少年問題協議会法第 1 条に基づき、川崎市青少年問題協議会条例により、設置されている青少年問題協議会を開催した。
(第 28 期：全体会 2 回、専門委員会 7 回) (こども本部)

(9)警察との連携の推進

「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定」にの結を進め、実効性のある情報連携に努める。また、学警連について取組を進める等、市と警察署や県警少年相談・保護センターとの連携を強化する。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を目的とした教育委員会と県警察との相互連携に係る協定を締結し、平成 27 年 11 月 1 日から運用を開始した。適切で円滑な運用に向けて各学校、保護者への周知を図った。（教育委員会）

(10)子どもの安全・安心に関わる現場レベルでの関係機関等の連携強化

地域コミュニティや関係機関等との一層の連携や、個別の機関間等の連携強化を推進しつつ、要対協の仕組みを有効に活用するなど、現場レベルでの連携強化を図っていく。区役所の組織整備に向けても検討・調整を行う。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・要対協における機関連携の充実強化のために、市代表者会議構成員に各管区代表者が参加するとともに、各区実務者会議に区学校・地域連携担当が加わるなどに取組み情報の共有を進めた。
- また、学警連における児童相談所の関わりを強化するとともに、教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携について取組を進めた。さらに、区役所保健福祉センターの組織整備に向けた検討・調整を進めた。

3 子どもの安全・安心に関わる部局横断的な連絡調整機能の設置

施策レベルで横断的な連携を図り、事業を効果的に推進するための連絡調整機能をこども本部に設置する。その上で、個別の実行計画（アクションプラン）を策定するなど、継続的に各施策・事業の進捗管理等を行うとともに、研修を企画調整するなど有機的な連携を働きかける。また、実効性のある推進体制を確保するために、今後の組織整備に向けて検討・調整を行う。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・川崎市こども施策庁内推進本部会議にこども安全推進部会を新設し、中学生死亡事件の再発防止策を踏まえた個別の実行計画策定に取り組んだ。
- ・中学生死亡事件の再発防止策を踏まえた個別の実行計画については、総合的に子ども・若者施策を推進するために「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨に基づき策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」（案）の中に重点アクションプランとして位置付け、平成 28 年度・29 年度の 2 年間に特に取り組むべき事項について、重点項目として具体的に取組を示した。
- ・「川崎市子ども・若者ビジョン」（案）で示した子ども・若者施策を総合的に推進するために、新たに設置される「こども未来局」に「青少年支援室」を設置した。

スマホ・ケータイ・ゲーム機・インターネット利用トラブルから 子どもたちを守る!

保護者向け

インターネットガイド



インターネットに接続できる機器は、スマートフォンや携帯電話だけではなく、ゲーム機や携帯音楽プレーヤーも含まれることを知っていますか？
子どもたちにとってインターネットは、とても身近なものになっています。ここで、保護者のみなさんも一緒に情報モラルについて考えてみませんか。

SNSトラブルの現状

全国的にSNSトラブルが増えています

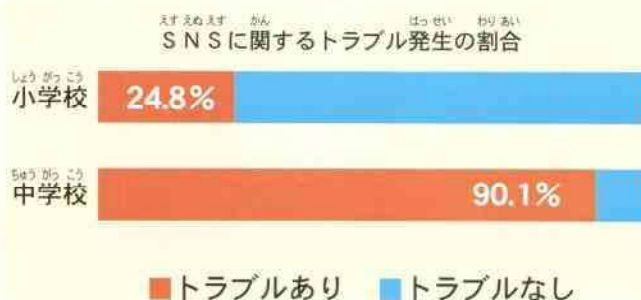
平成24年度からスマートフォンや無料コミュニケーションアプリの普及などにより、小中学生のSNSトラブルが急増しています。



「文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より」

川崎市のSNSトラブルの現状

市内では小学校の約25%、中学校では約90%の学校でトラブルが発生しています。



「平成25年度 川崎市立小中学校の情報モラルアンケートより」

この状況を見ると、情報モラル教育は緊急の課題です。家庭でも取り組みが必要です。

ご家庭でもお子さんと一緒に情報モラルを考えましょう

学校では、日常的なモラルやインターネットの特性について学年に合わせて教えています。道徳や特別活動で、また朝の会、帰りの会で情報モラルについて考える時間をもっています。しかし、子どもたちが気軽にSNSをはじめとしたインターネットを利用する今日では学校教育での情報モラル教育だけでは不十分です。誰もがこの情報化社会において安全に暮らしていけるように、ぜひ、このリーフレットを見ながら、ご家庭でも情報モラルについてお子さまと一緒に考えてください。



このリーフレットは、便利なインターネットを使っていく上でのいろいろなトラブルやそれらの対策についてまとめたものです。ぜひ、お読みいただき、お子さまをトラブルからお守りください。

※SNSは人と人とのつながりを進めるWebサイトです。Social Networking Serviceの略で、登録したユーザー（利用者）同士が、メッセージや写真、動画等をインターネット上でやりとりすることができます。特に、LINEは、中学生・高校生に人気があり、ここ数年で小学生の利用者も増えています。LINEを始めとするSNSの普及によりトラブルも増加しています。

※情報モラルとは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」

～インターネットでの問題～

何が問題になっているの？

1. 子どもたちはインターネットの世界でこんな問題に直面しています。

SNS等のコミュニケーショントラブル

スマホで撮影した画像を
LINEで流された！

悪口・嫌がらせメール

チェーンメール
書き込み炎上

SNS外しなど

仲間からLINEで外された！
学校に行けない…

SNS等でのトラブルは限られ
た人たちのグループ内で行われ
るため、まわりの大人から見え
にくいのが特徴です。



ネット被害(加害)

ネット詐欺
不正請求

個人情報流出
著作権侵害など

ネットでウイルス感染し
個人情報が流出してしまった

アダルトサイト閲覧で
不当な課金請求された！



ネット依存傾向

ゲーム機依存

SNS依存など

ネットゲームのしすぎで
朝起きられない。



すぐ返信しないと不安。
スマホが手放せない！

2. 「インターネット問題」には、『日常的なモラル』+『3つの要因』

インターネットでの問題は、約束をきちんと守ることや正義感をもつこと、思いやりをもつことなど日常的なモラルを教えただけでは防ぐことができません。子どもたちにトラブルから身を守る力をつけるためには、『日常的なモラル』と一緒に、インターネットでの問題につながる『3つの要因』（「インターネットの特徴」「気持ちに影響を与える」「機器やサービスの仕組み」）について年齢に応じて気づかせることが大切です。

インターネットでの問題につながる3つの要因

1. インターネットの特徴

- ・誰にでも公開できる
- ・情報が漏れることがある
- ・信用できない情報がある
- ・記録が残る
- ・決められた仲間だけで利用できる

2. 気持ちに影響を与える仕組み

- ・対面でないので伝わりにくく、誤解や不安が生じやすい
- ・相手がみえないので、感情的になりやすい
- ・夢中になってやめられなくなる

3. 機器やサービスの仕組み

- ・夢中になり、やめられなくなるサービスがある
- ・無料であることを宣伝して利用をすすめてくる
- ・いつでもどこでもつながられる
- ・サービスの提供側からの様々な誘いがある

時代とともに機器やサービスは変化します。

日常的なモラル



- ・約束を守る
- ・正義感をもつ
- ・思いやりをもつ
- ・礼儀正しく など

大人から見えにくいSNS等でのトラブル。何かあった時に子どもが相談できるように、日頃から小さな事でも子どもの話に耳を傾けるようにしましょう。



ご家庭で子どもたちをトラブルから守るには

◆あなたは悩み事があったら、誰に相談しますか。

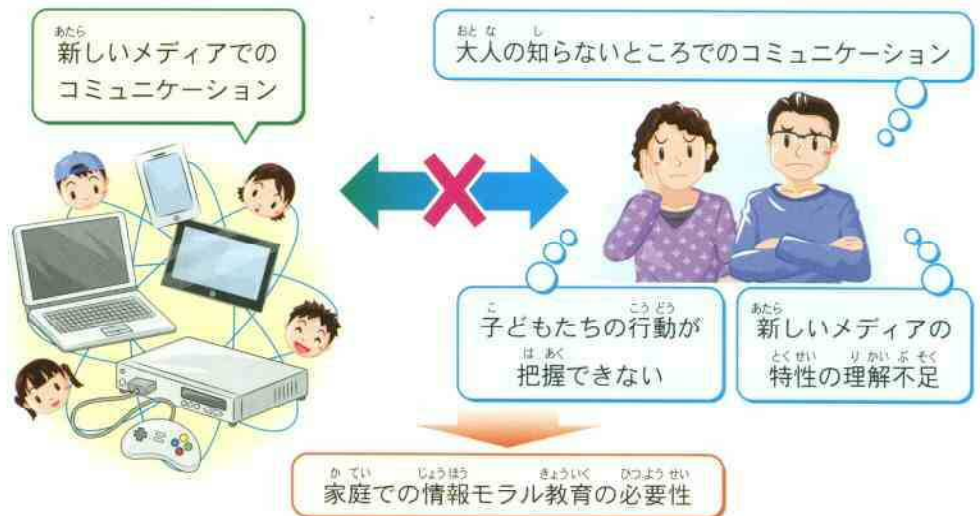


川崎市の中学生在が、悩みを相談する相手は、親が最も多く、次に、友達、担任の順で続きます。親は、子どもたちにとって相談できる最も身近な存在であることがわかります。

平成27年5月調査
対象：中学生627人
（複数回答可）

1 家庭での情報モラル教育

これからの子どもたちはインターネットを利用して様々なことをおこなっていきます。しかし、子どもたちのインターネットでのやり取りを保護者や学校が把握することは難しく、利用者である子どもたちが、自分自身で判断して行動する力と態度が必要となってきます。



2 家庭でできる情報モラル教育（子どもたちの判断する力を育てるために）

スマホ、ゲーム機、PCなどインターネットにつながる機器をいつ買い与えるかは、保護者が決めることになります。学校での指導は子どもたちにとって早すぎる場合もあり、遅すぎる場合もあります。必要なタイミングで情報モラルについてお子さんと話ができるのは保護者だけです。

機器を持たせる時は、次の3つのポイントが重要です。ぜひご家庭で取り組んでください。

① 本当に機器が必要か一緒に考える

まず、スマホ、ゲーム機などの機器が本当に必要かどうか、子どもと一緒に考え、一緒に話し合うことが大事です。

わが家のルール

② 利用の約束を一緒に考える

機器が必要となれば、子どもとルールを一緒に考え、一緒に決めましょう。その前に保護者として、事前にペアレンタルコントロールの設定やフィルタリング契約をしましょう。ルール作りには次のようなものがあります。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 利用時間・料金を設定する | 困ったときは必ず大人に相談する |
| 自分や他人の画像をむやみに投稿しない | 他人への思いやりを忘れない |

③ 常に子どもとインターネットの話をする

約束が守られているかの声かけなどはもちろんですが、約束を書いて壁等に貼るなどすると効果的です。

また、子どもと頻繁にインターネットの話題を話すことは、子どもの小さな変化を捉えやすく、学校に伝えることができます。

ようび
○曜日は
□□デー

学校における携帯電話の取り扱いについて

以下のような方針が文部科学省より示されています。

携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであることから、小・中学校においては学校への持ち込みについては、原則禁止としています。例外的に持ち込みを許可する場合は、保護者から学校長に対し許可の申請を行い、校内での使用を禁止したり、登校時に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないようにします。

(平成21年1月30日 文部科学省 学校における携帯電話の取扱い等について(通知)より)

●上記を受けて川崎市では以下のように示しました。

本市におきましては、従前どおり学校の教育活動に必要なものは持ち込まないことを原則とし、小学校及び中学校では原則持ち込まない、また、高等学校では、授業中の使用はしないなどの取り扱いをお願いいたします。

(平成21年2月3日川崎市教育委員会 学校における携帯電話の取り扱い等について(依頼)より)

次のような法律も整備されています。

青少年インターネット環境整備法 (あらまし)

平成21年4月から、青少年インターネット環境整備法により、青少年が利用する携帯電話には、原則としてフィルタリングサービスを提供することが事業者には義務づけられています。

- 携帯電話事業者等は、携帯電話等を契約又は使用する者が青少年である場合には、フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話等を提供しなければなりません。ただし、保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は解除することができます。
- 保護者は、携帯電話等を青少年に使用させるために携帯電話等を購入する場合は、その旨を事業者に申し出なければなりません。この法律では、青少年のインターネット利用に関して、事業者だけでなく保護者等の責務が規定されました。

総合教育センターとPTA連絡協議会との連携

総合教育センターにある情報・視聴覚センターと川崎市PTA連絡協議会が連携し、子どもたちや、保護者のためにより良い情報モラル教育への取り組みを進めています。

- 保護者の声や、子ども・先生・地域の声を情報交換しています。
- 川崎市PTA連絡協議会主催ICT学習会へ参加しています。
 - ・川崎市の情報モラル教育の現状を紹介しました。
 - ・川崎市の子どもたちのネット利用に係る調査結果を紹介しました。

学校では子どもたちがインターネット利用に関する課題を解決するための取り組みを始めます。

♡ご相談は 川崎市立学校インターネット問題相談窓口

インターネット問題に関するご相談に応じます

インターネット問題相談窓口では、ネットいじめやインターネットトラブル(LINEなどのSNSに関すること、課金請求、ネット依存など)で困っている子どもや保護者からの電話・メール相談を受け付けています。

また、学校や教職員への支援も行います。小さな悩みや不安でも気軽に相談してください。

■有害情報の削除 2,711件
■個人名の削除 7,778件
(平成27年8月31日現在)

インターネット問題相談窓口

電話での相談は
044-844-3638 (年末年始・土・日 祝日を除く)
8:30~12:00 / 12:45~18:00 / 18:45~20:15
[川崎市総合教育センターかわさきT's・スクエア内]

PCによる相談は
<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000027223.html>
または、「川崎市立学校インターネット問題相談窓口」で検索してください。

スマートフォン、ケータイによる相談の入力は

モバイル(ケータイ)等はこちらのQRコードを利用すると簡単にアクセスできます。機種によってはQRコードを読み取れないものがあります。その場合は下記のURLからアクセスできます。(QRコードは欄デンソーウェブの登録商標です)
https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/k/multiform.php?form_id=74



川崎市総合教育センター

〒213-0001 川崎市高津区溝口 6-9-3
電話: 044-844-4123